

介護職員等処遇改善計画書（兼通知書）

訪問介護事業 社員 及び 本社社員 各位

株式会社日本エルダリーケアサービス

代表取締役 二ノ宮 博宣

介護職員等処遇改善加算に基づき支給された給付金を、2026年6月より下記のとおり支給します。

記

1 給付金支給対象者及び金額

区分	職種	項目	月額支給額	一時金支給
正社員	管理者兼サービス提供責任者 サービス提供責任者	① 処遇改善手当	64,900円/月 ~81,900円/月	—
		② 業務手当（ICT活用）	5,000円/月	—
		③ 研修手当	1,250円/月	—
		④ 感染症予防手当	200円/月	—
		⑤ 一時金（人事評価）	—	10月、4月
		⑥ 一時金（その他）	—	10月、4月
		⑦ 一時金（経験・技能）	—	10月、4月
		⑩ 車歩整備手当	手当額/月	—
	常勤訪問介護員	① 処遇改善手当 上記②~④・⑩及び評価に 応じ等級による手当を支給	79,900円~/月	10月、4月
	相談支援専門員	① 処遇改善手当 上記③・④	9,000円~ 11,000円/月	4月
	その他の職種（上記以外）	⑦ 一時金（経験・技能）	—	4月
有期社員	非常勤訪問介護員 兼務介護員	① 処遇改善手当	380円または 390円/時間	—
		② 業務手当（ICT活用）	60円/回	—
		⑧ 土祝手当	200円/時間	—
		⑨ 近距離移動手当	手当額/月	—
		上記③・④・⑩		
	非常勤サービス提供責任者	① 処遇改善手当 上記③・④・⑩	500円~ 2,250円/月	10月、4月
	相談支援専門員	① 処遇改善手当 上記③・④	4,500円~ 8,250円/月	4月
	その他の職種 （SC事務員、倉庫内作業等）	① 処遇改善手当 上記④	170円または 180円/時間	—

※ 介護職員等処遇改善加算に基づき支給された給付金より、上記の支給に伴い増加する法定福利費（会社負担分）を控除した額（以下、処遇改善加算支給額という）を支給する。

2 項目詳細

① 処遇改善手当 : 昇給額は、正社員の管理者兼サービス提供責任者、サービス提供責任者、常勤訪問介護員について 10,000 円/月、相談支援専門員は 8,000 円/月、有期社員の相談支援専門員については 4000 円～6,000 円/月、非常勤訪問介護員及び兼務介護員については 50 円/時間とする。

昇給額と合わせて、勤続手当として勤続 3 年以上の正社員には 3,000 円/月、有期社員の相談支援専門員には 1,500 円～2,250 円/月、その他の有期社員については 20 円/時間、勤続 3 年未満の正社員については 1,000 円/月、有期社員の相談支援専門員については 500 円～750 円/月、その他の有期社員については 10 円/時間を処遇改善手当に含め支給する。

<勤続 3 年以上の考え方>

・入社月の 3 年後にあたる同月 1 日を基準とする

※2023 年 7 月に入社した者は「勤続 3 年以上」とみなし、本支給の対象とする。

※勤続年数は、雇用区分（正社員、有期社員）の変更にかわらず、初回入社日より通算する。

※退職後に再雇用された場合、勤続年数は再雇用日を起算日として新たに計算し、以前の在籍期間は通算しないものとする。

② 業務手当（ICT 活用）：IT 機器を用いて業務報告をした職員に対して支給する。

③ 研修手当 : 月 1 回 1 時間以内を上限とし、1,250 円を支給する。

④ 感染症予防手当 : 日頃の感染症予防、蔓延防止への取り組みについて 200 円/月を支給する。

⑤ 一時金（人事評価）：旧処遇改善加算率に基づく処遇改善加算支給額のうち 25%については、半期毎に人事考課を行い、一時金として支給する。

※旧処遇改善加算率に基づく処遇改善加算支給額の 25%が、月額 350,000 円を上回る場合は、上限を 350,000 円とする。

※ただし①・②・③・④・⑧・⑨の支給総額が、営業所の旧処遇改善加算率に基づく処遇改善加算支給額を上回った場合の不足額は、⑤より控除する。

⑥ 一時金（その他） : 処遇改善加算支給額より、①～⑤・⑦・⑧・⑨を控除して残った額を一時金として支給する。

⑦ 一時金（経験・技能）：旧特定処遇改善加算率に基づく処遇改善加算支給額より旧特定処遇改善加算の月額支給分を控除した金額を下記の表の支給対象者に対し支給する。

支給対象者

グループ	対象事業	職員の範囲
a：経験・技能のある介護職員	訪問介護	訪問介護事業所に従事する介護福祉士且つサービス提供責任者 【但し短時間正社員サービス提供責任者を除く ※1】
b：他の介護職員	訪問介護	訪問介護事業所に従事する a 以外の正社員及び非常勤サービス提供責任者
c：その他の職種	全社	a ならびに b に属さない正社員

※1 短時間正社員サービス提供責任者は支給対象外とし、介護福祉士且つ非常勤サービス提供責任者は a 群、介護福祉士以外の非常勤サービス提供責任者は b 群とする。

⑧ 土祝手当 : 土曜日・祝日のサービス稼働に対して支給する。

※ただし、祝日については会社が定める休日割増カレンダーに基づく

- ⑨ 近距離移動手当 : A 月間サービス稼働件数×事業所毎に設定した単価 (@100~200 円) = 近距離移動の支給額
B サービス稼働間の移動に要した勤務時間×その他の業務時給 = 移動手当
上記 B より A の方が大きい場合、その差額を近距離移動手当として支給する。
- ⑩ 車歩整備手当 : 正社員の自転車使用者について、月額 100 円~の手当を支給する。有期社員の車・バイク・自転車使用者、また徒歩で移動している有期社員について、月額 100 円~の手当を支給する。

※旧処遇改善加算率および旧特定処遇改善加算率は 2023 年度の加算率とする。

3 時短社員についての取り扱い

非常勤サービス提供責任者、有期社員の相談支援専門員の内雇用契約時間が週 30 時間未満の者は上記月額額の 1/2、同雇用契約時間が週 30 時間以上の者及び短時間正社員サービス提供責任者(30 時間)、短時間正社員常勤訪問介護員(30 時間)は、上記月額額の 3/4 を支給する。ただし、③・④・⑩については全額支給する。

短時間正社員サービス提供責任者(20 時間)及び短時間正社員常勤訪問介護員(20 時間)は③・④・⑩以外は支給対象外とする。

4 他事業兼務の正社員についての取り扱い

正社員の方で、処遇改善加算の無い事業の職種を兼務している場合は、処遇改善加算対象職種の行政届け出勤務時間分の支給とし、同勤務時間が 30 時間未満の者は上記月額額の 1/2、週 30 時間以上の者は 3/4 を支給とする。

また、一時金の支給も同様の扱いとする。

5 給付金の支給対象となる対象月及び支給月

対象月：2026 年 6 月~2027 年 3 月 支給月：2026 年 7 月~2027 年 4 月

月額支給額は、対象月の翌月の給与にて支給し、一時金は下記のとおり支給する。

※2026 年 10 月 23 日(対象月 2026 年 4 月~9 月分)、2027 年 4 月 23 日(対象月 2026 年 10 月~2027 年 3 月分)、

6 留意事項

上記支給項目や金額について、介護保険法や会社の動向により変更する可能性があるが、変更時は事前に通知する。

一時金の支給については、一時金支給月に給与支給対象である者に限る。また、対象期間中に懲罰対象となった社員は、原則一時金支給の対象外とする。

尚、職場環境等要件については、ホームページに掲載するものとする。

以上